給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄			
			□控

御注意

1 手書きの場合は黒のボールペン又はペンで記入してください。

2 転勤、再就職等により他の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で上段の事項を記入し、新勤務先へ送付してください。前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者の「個人番号」は記入せずに、新勤務先へ送付してください。新勤務先では下段の事項を記入し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村へ送付してください。

3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。退職後に海外へ出国する場合は、できるだけ未徴収税額の一括徴収をお願いします。

東久留米市長 殿	給与支払者（特別徴収義務者）	住所（居所）又は所在地	〒203-8555 東京都東久留米市本町３－３－１
令和 △ 年 11 月 1 日提出		フリガナ	カブシキガイシャ クルメ
		名称（氏名）	株式会社 久留米
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

特別徴収義務者指定番号	0008000001	※市町村ごとに異なります	
宛名番号			
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係	総務課給与係	
	氏名	東久留米 花子	
	電話	042-470-0000	（内線 1111 ）

給与所得者													
受給者番号	フリガナ	ナンボク カズコ						旧姓					
123	氏名	南北 一子						南					
生年月日	昭和・平成・令和	40	年	1	月	1	日						
個人番号													
1月1日現在の住所	東京都東久留米市中央町○－○－○												
現住所	○県○市○町○－○－○												

（ア）特別徴収税額（年税額）	（イ）徴収済額	（ウ）未徴収税額（ア）－（イ）	異動年月日
円	6 月から 10 月まで	11 月から 5 月まで	R △ 10 31
120,000	円 50,000	円 70,000	

異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. その他（特別徴収不可）	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収（1月以降必須） （ 月分で納入） （ 月 10 日納期分） 3. 普通徴収

※「8. その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1.（普A）	総従業員数が2人以下
2.（普C）	給与が少なく税額が引けない（例：年間の給与支払額が100万円以下）
3.（普D）	給与の支払が不定期（例：給与の支払が毎月でない）
4.（普E）	事業専従者（個人事業主のみ対象）

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄も記入してください。

一括徴収の理由	徴収予定 月 日	徴収予定額合計（上記（ウ）と同額）
1.異動が 令和 年 12 月 31 日までで、申出があったため（ 月 日申出） 2.異動が 令和 年 1 月 1 日以後で、特別徴収の継続の希望がないため	・	円

◎6.死亡の場合、記入してください

相続人の氏名等			
氏名	南北 一夫	続柄	夫
住所	○県○市○町		
	○－○－○		
電話	000-000-0000		

異動の事由が6. 死亡の場合、
相続人の氏名等を
わかる範囲で記入してください。

◎転勤（転職）等による特別徴収

新しい勤務先の特別徴収義務者（※ 新規事業所の場合は☑を入れて		連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係		受給者番号
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒		氏名		新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。
フリガナ			電話	内線	新規の場合、納入書（ 要 ・ 不要 ）
名称（氏名）					備考
個人番号又は法人番号					